

建物を取り壊した方へ

▼問合せ 税務課
☎ 62-21153

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・建物等の所有者に、1年間の税額を負担していただく制度です。

建物の一部や全部を取り壊した場合、「家屋滅失申請書」の提出をお願いしています。取り壊した建物は、翌年度から固定資産税が課税されませんが、届出がないと課税してしまう場合があります。

また、既に取り壊しているのに納税通知書にその建物が記載されている場合も届出をお願いします。その際に取り壊した日付が分かる解体の領収書等の書類もお持ちください。申請書は、町のホームページまたは税務課窓口に用意してあります。

なお、取り壊し（滅失）登記がお済みの方は、届出の必要はありません。

健診後の健康相談を行います

▼問合せ・申込 健康いきいき課
☎ 59-6911

令和3年度に特定健診や人間ドックをご利用いただいた方を対象に、食事や運動など生活習慣改善に関する相談を行います。

寒さから水道管を守りましょう

▼問合せ 上下水道課
☎ 62-0728

朝晩の冷え込みが厳しくなると、防寒の不完全な水道管は凍ることや、破裂することがあります。水道管の防寒をして、水道管の凍結、また、凍結による破裂を防ぎましょう。

凍結や破裂が起りやすい箇所

- ・水道管のむき出し部分
- ・水道管が北向きにあるところ
- ・風当たりの強いところにある水道管
- ※家屋等で、日常的に使用していない水道については、水道管の破裂による漏水を防ぐために、メーターボックス内の不凍栓を閉めてください。

防寒のしかた

水道管
保温材等を巻いてください。ジャコ部分が破裂しやすいので、上まで完全に包んでください。（毛布等を使うときは、ビニール等で毛布が濡れないようにしてください。）

メーターボックスの中
ボックス内の余分な土等を取り除いた後、乾いた布や発泡スチロール等をビニール袋に入れてから、ボックスの中に入れてください。

水道管が凍って水が出ないとき

タオルをかぶせ、その上からゆっく

日時 1月21日(金)

13時～15時の間30分ごとに受付
各定員3名

対象者 健診の結果、生活習慣改善が必要とされた方（メタボリックシンドローム基準該当と予備軍該当の方は特定保健指導をご利用ください）

内容

- ①受付②計測
- ③検査（体脂肪測定、血圧測定：必要な方のみ）
- ④生活に関する相談（保健師）
- ⑤食事に関する相談（栄養士）
- ⑥運動に関する相談（健康運動指導士）

※所要時間は概ね1時間前後
持ち物 健診結果、健康手帳（お持ちの方のみ）

申込み 1月14日(金)まで

※希望する方は、相談の際「血管年齢測定」「野菜充足度チェック」の簡易検査が実施できます。また、嵐山産ラベンダー入りハンドクリームを差し上げます。ぜひこの機会に健康相談をご利用ください。

障害者控除の認定書を発行します

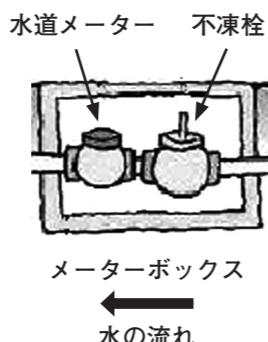
▼問合せ 福祉課
☎ 62-0716

65歳以上で障害者手帳等がない方の障害者控除または特別障害者控除認定書を発行します。

りとするま湯をかけてください。
※熱湯をかけると、水道管やジャコが破裂することがあります。

水道管が破裂したとき

不凍栓を閉めると水が止まります。そのあと、破裂した部分に布かテープをしつかりと巻きつけて応急手当をし、町指定給水装置工事業者（一覧表は嵐山町のホームページに掲載）に修理を申し込んでください。



降雪時の除雪作業にご理解とご協力をお願いします

▼問合せ
まちづくり整備課
☎ 62-0721

雪が降った場合、国・県道の主要道路は東松山県土整備事務所が、町道の主要道路は町の委託を受けた業者が除雪作業を行っています。

しかし、町内全域の除雪は困難となります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

り、12月31日現在、要介護・要支援認定の通知を受けていて障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきり等の状態に該当する医師の診断書をお持ちの方に、控除対象者認定書を発行します。

発行受付 令和4年1月

※発行には数日かかります。

「アート展嵐山」を開催します

▼問合せ 福祉課
☎ 62-0716

障害のある方等の文化活動の支援及び社会参加、社会交流を図ることを目的としています。今年度は感染予防対策として町ホームページで開催します。（掲載時期：12月中旬頃）

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日から16日

▼問合せ 福祉課
☎ 62-0716

県内には、拉致の疑いがある特定失踪者の方が多くいます。拉致問題の実態は、いまだ説明されていません。北朝鮮による拉致問題の解決には、「拉致は許さない」という国民一人ひとりの声が必要となります。この週間に機に拉致問題への意識を高めてください。

地域ぐるみの除雪をお願いします

町は主要道路の除雪を優先して行います。その他の道路や私道は地域での除雪作業にご協力をお願いします。また、歩道や通学路、高齢者世帯等は、ご近所同士のご協力により除雪をお願いします。

自宅前の除雪にご協力をお願いします

玄関や車庫の前には、どうしても雪が残ってしまうことがあります。

道路に雪を捨てないでください

道路に雪を捨てると通行の妨げや、事故の原因にもなります。

タイヤの冬支度をしましょう

降雪や路面凍結時に夏用タイヤでの走行は大変危険です。安全を確保するため、早めの雪用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行をお願いします。

一台の車両が立ち往生すると、除雪作業や緊急車両の通行の妨げとなることとなります。

路上駐車はしないでください

路上駐車は除雪作業に支障をきたすだけではなく、交通事故や渋滞の原因となります。

私有地の庭木や樹木等は日頃から手入れを

私有地の庭木や樹木が雪の重みで倒れ、道路を塞ぎ、車両の通行の妨げになることがあります。日頃から庭木や樹木、特に主要道路に隣接している竹林の手入れをお願いします。

人権尊重をめざす 県民運動強調週間 12月4日から10日

▼問合せ 地域支援課
☎ 62-21152

12月4日(土)から10日(金)までは、「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」です。「人権尊重社会をめざす県民運動」は、さまざまな人権課題への理解を深め、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。この機会に、人権について改めて考えてみましょう。

駐車場完備 平日午前10時～午後5時 時間外応相談 〔広告〕

東松山総合法律事務所

弁護士 笠原徳之・弁護士 五十川剛俊

予約受付電話 **0493-81-3744**

あなたの街の近所にある弁護士事務所です。

相続・事故・離婚・借金・刑事、何でもご相談下さい。

〒355-0017 東松山市松葉町2丁目1番13号

HP <http://www.hmlf.jp> E-Mail info@hmlf.jp

外壁・屋根塗装 成功の秘訣！『塗装工事7つの防衛策』を30名様に無料贈呈

塗るだけの塗装から守るための塗装へ

「大手だから」「知り合いだから」など安心して頼んだのに失敗した。損した。等の声を良く聞く。これらの被害は、正しい情報を知るだけで簡単に防げるのです。そこで当社では、トラブルに巻き込まれないためのポイントをもとめた小冊子『失敗しない塗装工事7つの防衛策』を作成(業界の掟破りの裏情報)です。内容は... ①見積書の比較の仕方。②確実な工事をさせるための魔法の一言 ③価格のからくり など

>>> 今回、本誌読者限定 先着30名様にプレゼント <<<

ご希望の方は、今すぐ ご住所・お名前・連絡先を24時間録音テープ案内『0120-552-208』まで。

お問合せ: **おうち工房** 鶴ヶ島市富士見2-11-32 ☎049-272-7005 『長寿命住宅研究会』